

群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科（博士後期課程）
科目等履修生募集要項

1 内容

本学の授業科目を履修し、正規の単位を修得する制度です。

履修した授業科目について修得した単位は、本学大学院に入学した際に、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

2 受け入れ人数

若干名

3 入学時期

原則として学年始め又はセメスター始め

4 期間

1年以内

5 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、出願資格（4）の指定を受けた教育施設の教育課程又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
 - ア 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科にて、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - イ 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により修士の学位を有

(8) 本研究科において、個別の出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの(※)

※本学大学院診療放射線学研究科(博士後期課程)の出願資格に準ずる

- (1) 履修できる科目は別紙一覧表のとおり。
- (2) 1年間に4単位まで履修することができます。

(1) 出願期間 前期 別に定める
後期 別に定める

出願方法 群馬県立県民健康科学大学教務係へ持参又は郵送
(持参の場合は午前9時～午後5時)

(2) 出願書類

- ①科目等履修願(様式1)
- ②履歴書(様式2)
- ③写真(縦4cm×横3cm) 1枚
- ④最終学校の卒業(見込)証明書
- ⑤その他、出願資格(7)又は(8)により出願を希望する場合
合には必要に応じて出願資格を証明する書類

(3) 出願書類の提出に際しては、必ず事前に相談をしてください。

書類審査のほか、担当教員による面接を行う場合があります。

1 単位につき 14, 800 円

なし。ただし指定された教材等がある場合、購入費用は自己負担となります。

科目履修の許可後であっても、本学課程生の履修者がいなかった授業は開講しません。

申し出に基づき、修得単位、成績及び履修期間等に関する証明書を交付します。

1 この要項は、平成28年 4月 1日から施行する。

2 この要項の施行前に本学大学院博士後期課程の開設準備事務として行った平成28年度の科目等履修生募集の手続きについては、2から8までの規定に基づいて行った科目等履修生募集の手続きとみなす。

附則 この要項は、平成30年11月21日から施行する。